

○八女市財務規則

平成7年4月1日

規則第18号

(行政財産の使用許可)

第87条 行政財産は、条例で別に定めるものを除くほか、次に掲げる場合、その使用を許可できるものとする。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため特に必要と認められる場合
- (2) 災害その他の緊急事態発生のため、応急施設として臨時に使用させる場合
- (3) 当該行政財産を利用する者のため、厚生施設を設置する場合
- (4) 公共目的のために行われる講習会、研究会等の用に使用させる場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が公益上特に認める場合

2 財産管理者（教育財産の管理者を除く。以下次項で同じ。）は、前項の規定により、行政財産の使用を許可しようとするときは、当該許可を受けようとする者から、行政財産使用許可申請書（様式第11号）を提出させなければならない。

3 財産管理者は、第1項の規定により許可をする場合は、行政財産使用許可証（様式第12号）を交付し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 使用者
- (2) 使用財産
- (3) 使用目的
- (4) 使用期間
- (5) 使用料
- (6) 使用上の制限
- (7) 使用許可の取消権又は変更権の留保
- (8) 使用財産の原状回復義務
- (9) 財産使用上の賠償義務
- (10) 遅延損害金

(平19規則11・一部改正)

(使用期間)

第88条 前条の使用期間は、次に掲げる期間を超えることができないものとする。

(1) 土地及び土地の定着物（建物を除く。以下本節において同じ。）を使用させる場合は、15年

(2) 建物その他の物件を使用させる場合は、5年

2 前条の許可により使用させている財産について、現状変更をしようとする者があるときは、その者に使用財産変更許可申請書（様式第13号）を提出させるものとする。

3 使用期間が満了したとき又は使用を中止したときは、遅滞なくその行政財産の引渡しを受けるものとする。

(平19規則11・一部改正)

(普通財産の貸付)

第89条 普通財産の貸付けを受けようとする者は、普通財産借受申請書（様式第14号）を提出しなければならない。

2 前項の貸付けは、次に掲げる期間を超えることができないものとする。

(1) 植樹を目的として、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、60年

(2) 前号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、30年

(3) 建物その他の物件を貸し付ける場合は、10年

3 前条の規定は、普通財産を貸し付ける場合に準用する。

4 普通財産の貸付契約は、第87条第3項各号に掲げる条件に準じた事項を内容とするものとする。

(平19規則11・一部改正)